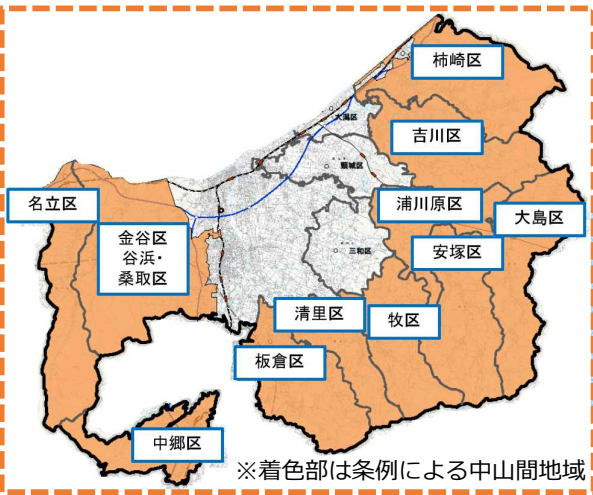


中山間地域農業の維持・振興に向けて

～中山間直払を契機とした地域マネジメント組織の構築～



上越市における中山間地域の状況



上越市中山間地域振興基本条例において
市内の10区及び合併前上越市の2つの区域を中山間地域と定義※

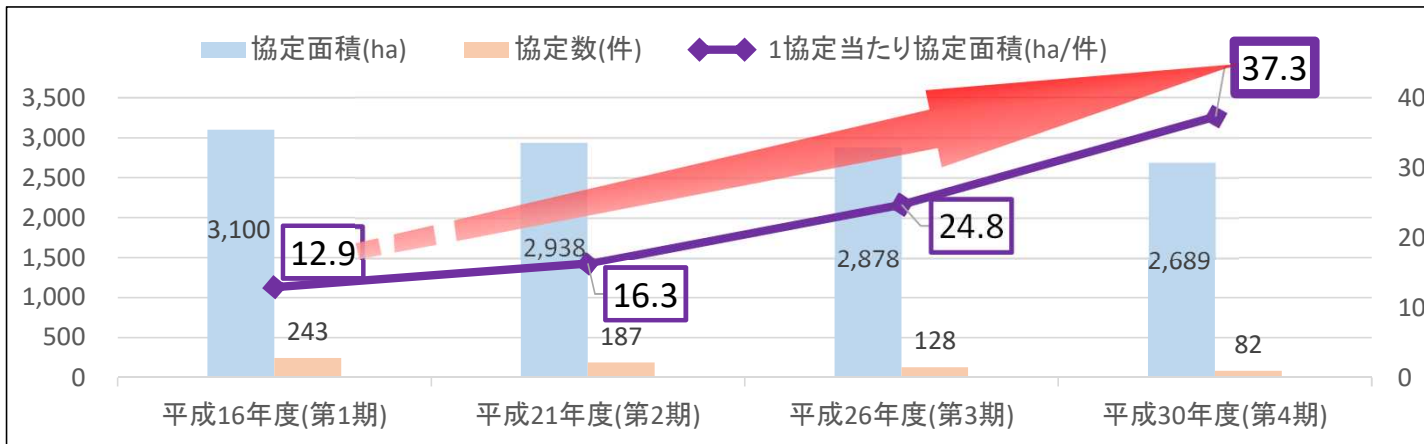
	土地面積	世帯数	人口	高齢化率
上越市 全域	973.81km ²	75,063世帯	194,132人	30.69%
中山間 地域	665.26km ²	14,101世帯	39,696人	38.16%
中山間 地域の比率	68.3%	18.8%	20.5%	-

平成30年4月1日現在

中山間直払協定面積(約2,700ha)は、
当市における**全水稻作付面積(11,100ha)の24%**を占める。

中山間地域等直接支払制度の取組状況

区 分	第1期対策		第2期対策		第3期対策		第4期対策		比 較 (26年度/30年度)	
	(初年度) 平成12年度	(最終年度) 平成16年度	(初年度) 平成17年度	(最終年度) 平成21年度	(初年度) 平成22年度	(最終年度) 平成26年度	(初年度) 平成27年度	(4年度目) 平成30年度	増減	比較
協定面積 (ha)	2,946	3,100	2,862	2,938	2,788	2,878	2,606	2,689	△189	-6.6%
急傾斜地	2,671	2,817	2,639	2,701	2,477	2,550	2,132	2,179	△371	-14.5%
うち超急傾斜農地保全管理加算 取組面積 (1/10以上)	-	-	-	-	-	-	501	825	-	-
緩傾斜地	235	246	205	205	287	296	400	429	132	+44.4%
その他特認 (高齢化率・耕作放棄率)	40	37	18	32	24	31	74	81	50	+161.3%
交付金額 (千円)	583,115	614,742	525,009	553,920	551,701	569,070	526,445	558,995	△10,075	-1.8%
協定数 (件)	238	243	193	187	123	128	86	82	△46	-35.9%
集落協定	236	241	188	180	112	116	77	72	△44	-37.9%
個別協定	2	2	5	7	11	12	9	10	△2	-16.7%
1協定当たり協定面積 (ha/件)	12.5	12.9	15.2	16.3	24.9	24.8	33.8	37.3	+13	+50.5%



1協定当たりの協定面積が

- ★ 第1期から約3倍に
- ★ 第3期以降集約が加速

櫛池農業振興会（清里区櫛池地区）の取組

※本資料において、振興会名称の「くし」の漢字表示がパソコンの環境によって正しく表示されない場合があります。
正しい漢字は右記のとおりですのでご了承ください。

正：櫛池農業振興会
誤：櫛池農業振興会

○直払における課題

- ・ 高齢化や過疎化の進展
- ・ 協定面積を5年間維持することが困難な集落が発生
- ・ 協定事務に対する負担感

○櫛池地区での広域的な集落協定締結の動き

各集落の総意

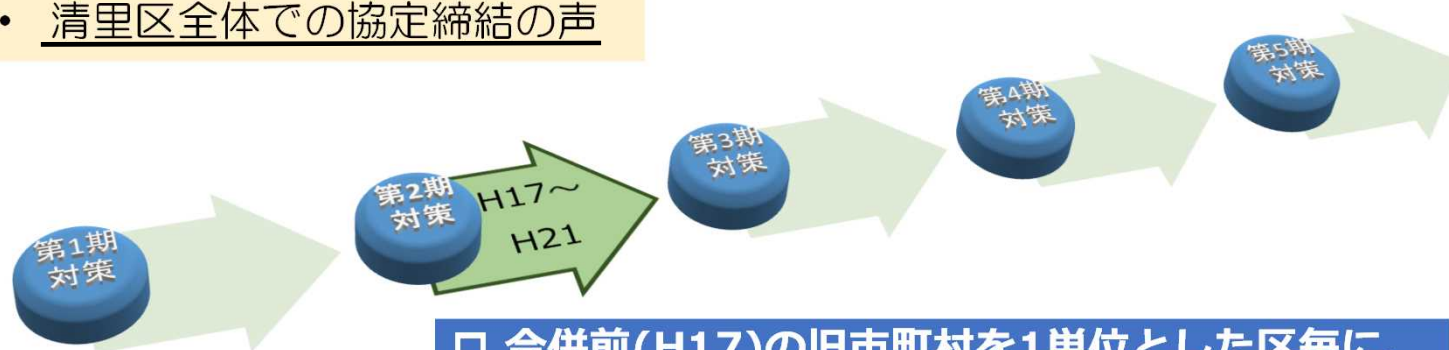
- ・ 困っている集落を救いたい
- ・ 農業機械の共同活用のほか、販売促進活動や都市との交流など広域的な取組を行いたい
- ・ 清里区全体での協定締結の声

平成17年に清里区における櫛池地区11集落と菅原地区1集落の合計12集落による広域的な集落協定を締結(現:櫛池農業振興会)



○櫛池地区の取組を受けて市では

- 櫛池地区の広域連携は、高齢化・過疎化が進む中山間地域では有効なモデルであり、中山間を擁する上越市全域の全区に展開することを市の基本的な方針とする
- 広域的な集落協定により地域の絆ができるというメリットがある一方で、しっかりとした事務局体制が必要



- 合併前(H17)の旧市町村を1単位とした区毎に、単独の集落では取組が困難な場合の受け皿として、**「地域マネジメント組織」**を設立
- 各集落(支部)からの負担金をもって運営することとし、地域の持続的・安定的な営農活動の中心となることを目指す



地域マネジメント組織とは

集落間での有機的な相互協力体制を築き、
持続的・安定的な営農体制を構築していく組織

- 中山間地域等直接支払の協定事務支援
- 中山間地域等直接支払の対象面積の拡大
- 農業機械の共同利用、共同販売の促進、都市との交流
- 地域の土地利用計画・担い手の調整 など

地域マネジメント組織が
主体となって地域農業・
農地の保全を図る



地域マネジメント組織
の活動について
市がバックアップ

地域マネジメント組織

会長・副会長

事務局を担う組織

- 農業公社
- NPO法人
- 土地改良区
- その他

△△集落支部

- 協定代表者
- 町内会長
- 生産組織代表者 など

□□集落支部

- 協定代表者
- 町内会長
- 生産組織代表者 など

○○集落支部

- 協定代表者
- 町内会長
- 生産組織代表者 など

関係機関・団体

- 農業公社 ○NPO法人
- 土地改良区 ○農業関係団体
- 地域活動グループ代表者
- 女性グループ代表者 など

全ての中山間地域で12の組織を設立

※名称は現在のもの

区 名	設立状況	区 名	設立状況
合併前上越市	H22.5 桑谷農業振興会	柿崎区	H24.3 柿崎区中山間地域農業振興会
安塚区	H22.8 安塚農業振興会	吉川区	H25.3 吉川区中山間地域農業振興会
浦川原区	H24.12 浦川原区農業振興会	中郷区	H25.2 中郷区中山間地域農業振興会
大島区	H22.8 大島区農業振興会	板倉区	H25.3 板倉区中山間地域農業振興会
	H22.8 旭農業振興会	清里区	H17.7 櫛池農業振興会
牧区	H22.4 牧区農業振興会	名立区	H23.12 上越市名立区農業振興協議会

中山間地域農業の維持・振興に向けた上越市の取組

農地の保全



生産振興

中山間地域農業生産振興事業(874.1万円)
農地保全と農業生産の維持を図るため、水稻生産が困難となっている休耕農地等に新たな転作作物を栽培する初動経費を支援

地域間連携園芸生産拡大事業(29.4万円)
中山間地域の農業所得向上と平野部での園芸二毛作の生産拡大を図るため、中山間地域の農業者に秋冬野菜苗生産に係る経費を支援

病虫害防除推進事業(27万円)
中山間地域においてドローンによる病虫害防除を推進するため、オペレーター免許取得経費を支援

鳥獣被害防止対策協議会負担金(841.3万円)
耐用年数を迎える電気柵更新や予防電気柵設置等を支援



所得確保

中山間地域棚田米等販売強化支援事業(40.1万円)
棚田米の有利販売と販路開拓に向けた相談会開催や、中山間地域の農業法人等が行う棚田米等の販促活動を支援

雪中貯蔵施設整備事業(978.7万円)
雪室での貯蔵効果をいかした農産物等の高付加価値化の取組を支援するため雪室貯蔵施設を整備

農産物等庭先集荷サービス事業(165万円)
農産物の出荷手段を持たない小規模・高齢農家に代わって、集出荷の代行に係る経費を支援

ふるさと玉手箱事業(165万円)
農産物の販売促進・販路拡大に係る経費を支援

※着色事業は、地域マネジメント組織への支援事業
⇒消費者と生産者の交流を通じた農村の活性化や農業所得向上に寄与

中山間地域農業の維持・振興



担い手の確保



新規就農者支援

新規就農者空き家リフォーム補助金(170万円)
新規就農者の定住を促進するため、空き家改修に要する経費を支援

新規就農者農地耕作条件改善モデル事業(200万円)
中山間地域への新規就農者が担い手として安定的に農業ができる環境を整えるため、農地等の整備費用の自己負担分を支援

大型特殊免許等取得費補助金(10万円)
市内居住・就農者に、大型特殊・牽引の免許取得費を支援

新規就農者住居費補助金(144万円)
市外からの転入者に、住居費を1年間支援

農業用機械購入費補助金(50万円)
市内居住・独立自営就農者に、農業用機械の購入費を支援

おためし農業体験(5万円)
市外在住者を対象とした短期(2泊3日)メニュー。宿泊費やレンタカー使用料を支援



法人支援

農業法人雇用支援事業(120万円)
中山間地域における農業法人の人材を確保するため、国の補助制度の対象となっていない年齢層(50歳以上60歳以下)の雇用を支援

法人間連携による中山間地域農業支援モデル事業(20万円)
中山間地域における営農継続と農地保全を図るため、中山間地域と平野部の農業法人等の連携・協力体制づくりを支援



集落支援

新規就農者サポートモデル事業(60万円)
新規就農者を確保するため、地域を挙げたサポート体制づくりの活動を支援

※()はR元年度予算額

2つの歯車を噛み合わせ回す役割を担う

2名の「中山間地域元気な農業づくり推進員」 平成24年6月配置

専門的な知識・経験だけでなく地域と顔のつながりを持つ県普及員OBにより

- 設立して間もない地域マネジメント組織を支援
- 中山間地域の農業維持と持続可能な営農体制の構築に向けたアドバイス



第5期対策を見据えた地域マネジメント組織の強化

平成30年度から集落懇談会を 2年間かけて実施

～中山間地域の242集落対象(協定集落に限定せず実施)～

5期対策に向けた取組はもちろん、農地の維持、担い手対策等の集落の将来像を明らかにするため、農家だけでなく、町内会長、農家組合長、地域マネジメント組織、市、市農業委員会など多様な団体が話し合いに参画

補い・支え合うべきものは何か
(集落・地域の課題等を話し合い)



地域マネジメント組織を含めた、集落間の意識共有・連携の模索

課題等に対する対応策の提案

- ・地域マネジメント組織の有効性 (109集落協定を束ねた実績)
- ・直払活用事例 (鳥獣被害対策、中山間地域米の販売促進など)
- ・各種支援策(生産振興、農地集積、担い手対策、販路開拓等)



集落機能そのものを 存続・機能させる仕組み作り

(一つのあり方として地域マネジメント組織の強化)

中山間農地・農業の維持を共通目的・起点としながら、将来を見据え「補い・支え合うべきものは何か」自ら考え行動できる組織に

- 営農活動によって培われた地域の信頼関係
- 農業のみならず安全・安心など生活に密着した取組
⇒ 高齢者の送迎、除排雪 など
- 地域に不可欠な存在へ



地域の
中核組織

集落機能
の維持

直払事務
の集約

集落機能そのものを支援・維持
する組織への変革が必要
⇒上越市地域マネジメント組織の
トッランナー
「櫛池農業振興会」



地域マネジメント組織で地域活性化を（新潟県上越市櫛池農業振興会）



- 上越市の清里区櫛池地区は、標高90～490mの11集落からなる中山間地域。
- これらの集落と担い手や組織が参加して、中山間地域等直接支払制度の協定の一元化を契機に、地区全体の課題に対応するため、連合組織(櫛池農業振興会)を設立。

きっかけ

集落機能の低下などで広域組織の運営負担が増大し、地域の先行きに危機感。

Step 1 (H16~)

農業機械共同利用組織
生産組織の広域化

- 農業機械共同利用組織として各集落に生産組織が設立されていたが、コスト低減も限界。
- 地区内の生産組織を統合した「櫛池地区生産組織連絡協議会」を設立。

- 集落を越えた地域での活動により、一層のコスト低減に成果。

Step 2 (H17~)

中山間地域等直接支払 制度の活動組織の広域化

- 「中山間地域等直接支払制度第Ⅱ期」における推進体制の変更に応じて、平成17年に、これまでの協定を統合した「清里地区中山間地域等直接支払集落協定」を締結・広域化。

- 推進体制の変更による交付額の減少回避。脱落集落の取込み。

Step3 (H18~)

農業振興を目的とする広域組織の
統合・運営基盤強化

- 地区内には、既に設立されていた認定農業者連絡協議会を含め、広域組織が3つ存在。
- 集落機能の低下等も含め、広域組織の運営負担が増大。
- このため、平成18年に、これらの組織を統合して「櫛池地区農業振興会」を設立。

- 各組織を統合し、運営事務の効率化・人的資源の共有。

広域組織の目的・理念

- 檳池地区が一つになって農地・農家・集落・地区を守る体制づくり
- 檳池地区の集落や農家が不足する機能を補い合える体制づくり
- 徹底した生産コストの低減

取組目標

- ◇ 広域化による
地域営農活動の活性化
 - ・米直売や加工品販売等
体制づくり
 - ・交流活動
- ◇ 耕作放棄地の拡大防止
 - ・山菜、そばなど導入
- ◇ 継続的営農体制づくり
による不安の解消
 - ・法人間連携の推進
 - ・公社や担い手と合理的な
農地利用調整
- ◇ 住み続けられる共助体制

Step 4

更なる地域振興の取組へ

- 持続的な地域営農の推進
 - ・法人の会計支援、シードセンターの機能維持
- 集落機能・強化対策の実施
 - ・将来ビジョンの点検、地域おこし協力隊受入れ
- 農業農村整備事業の推進
- 多様な担い手への支援
- 行政機関や農業団体との連携
- 地域マネジメント組織として適正な法人運営
 - ・高齢者送迎等生活面での支援（試行加算活用）

※多様な支援

- ・中山間地域振興基本条例(H23.6)
- ・中山間地域元気な農業づくり推進員設置(上越市)
- ・中山間農地活用促進モデル事業
- ・農村集落活性化支援事業(国)

櫛池地区組織図（地域マネジメント組織）



○（一社）櫛池農業振興会の法人化までの経緯

時系列	組 織 名 等		
平成16年以前	「清里区認定農業者連絡協議会」が存在	集落単位の生産組織が7つあり農業機械の有効利用が進められる。→経営規模が小さい為コスト低減も限界。	平成12年から開始された「中山間地域等直接支払制度」に12集落がそれぞれ取組み実施した。
平成16年11月		「櫛池地区生産組織連絡協議会」の設立 ・従来は、集落単位で行っていた農業機械の共同利用や作業協力等を櫛池地区全体で行うために設立	
平成17年7月	「清里区認定農業者連絡協議会」の櫛池地区の認定農業者が参加		「清里区中山間地域等直接支払集落協定協議会」の設立 ・中山間地域等直接支払第2期への移行に当たり、12の集落協定を一本化 ⇒「清里区中山間地域等直接支払集落協定」の締結 ・櫛池地区農業振興会の実質的な母体となった。
	↓	↓	↓
平成17年 ～18年	「櫛池地区農業振興会設立準備幹事会」の発足 ・3つの広域的な組織が併存する状態となり、これらの組織の運営に係る地域の負担増が課題となったため、3組織の目的や事業を代行する機関を改めて設置することを検討した。 幹事会役員 会 長：小川文男（清里区中山間地域等直接支払集落協定 代表（当時）） 副 会 長：横山直幸（櫛池地区生産組織連絡協議会 会長（当時）） 事務局長：羽深明治（櫛池地区生産組織連絡協議会 事務局長（当時）） その他のキーパーソン 保坂一八 …（公財）清里農業公社の事務局長として、農地の受委託コーディネートを実施。（有）グリーンファーム清里の代表でもある。 … 櫛池地区農業振興会の立ち上げにも尽力 （公財）清里農業公社 H5年3月、（財）清里農業公社として設立 H24年3月、（公財）清里農業公社に変更 （有）グリーンファーム清里 H5年3月設立		
平成18年9月	「櫛池地区農業振興会」の発足 ・町内会、農家組合、中山間地域等直接支払支部、各生産組織、認定農業者等で組織 ・役員については、設立準備幹事会のメンバーが留任 これに伴い… ・櫛池地区生産組織連絡協議会は、平成19年4月に解散 ・清里区中山間地域等直接支払集落協定協議会は、平成22年3月に解散 ・清里区認定農業者連絡協議会のうち櫛池地区の認定農業者が櫛池地区農業振興会のメンバーとなった。		
平成23年4月	「櫛池農業振興会」に名称変更		
平成30年8月	「櫛池農業振興会」を一般社団法人化		

集落の自主的活動を基本に、広域連携による中山間地の活性化をめざしています。

1 寺脇集落
Terakuchi

山うどを栽培して耕作放棄防止に取り組んでいます。



2 鈴倉集落
Suzukura

「鈴倉自然を守る会」で耕作放棄地に山菜果樹を栽培しています。



3 東戸野集落
Higashino

集落全戸で花のプランターを活用したフラワーロードに取り組んでいます。



4 上中條集落
Kamunakajo

清里採種組合 上中條支部として採種ほに取り組んでいます。



5 棚田集落
Tendai

棚田の稲文字。H29年のテーマは「米はいのち」



農業の担い手



櫛池農業振興会

※中山間地域直接支払い集落協定の企画・事務

農業体験交流の企画・調整
担い手の育成
都市との交流
耕作放棄防止対策
地域米販売促進
農産加工グループ育成
女性グループ育成

※多面的機能支払交付金 櫛池農業振興会広域協定の事務

※は、農林水産省の交付金事業

7 北野・水草集落
Kitano・Suiso

田植えや稲刈りなど農作業体験ツアーに取り組んでいます。



8 梨窪集落
Rikawa

みんなで取組む花壇づくりで集落をきれいに元気にしています。



9 梨平集落
Rihira

梨平の明るい未来を考える話し合いを続けています。



10 吉柳集落
Yoshiryo

水稻採種ほ: 40ha
この採種ほで5700ha分(上越市の50%強)の種子を生産しています。



11 赤池集落
Akaike

早くから山うど栽培に取り組んでいます。



「私たちが地域の農地を守ります。」農地の利用調整、農作業の連携調整を実施。

上中條生産組合、棚田生産組合、梨平生産組合、認定業者連絡協議会、清里採種組合、清里スマート農業研究会



(農) TONOファーム



(農) 北野生産組合



(有) グリーンファーム清里



(農) 吉柳生産組合



(農) 水倉ファーム

専業農家 (法人以外)

笹川農場 (上中條)
中村農場 (寺脇)
上原農場 (地区外)
小山農場 (地区外)

(一社) 楠池農業振興会 平成31年度事業計画書

- 1 受託業務の適正な執行
 - ・ 中山間地域等直接支払集落協定
 - ・ 多面的機能支払広域協定
 - ・ 農村集落活性化支援事業 (現 農山漁村振興交付金事業)
- 2 持続的な地域営農の推進
 - ・ 法人会計の事務支援 ((農) 青柳生産組合)
 - ・ 青柳シードセンターの機能維持支援
 - ・ 集落営農組織のない集落の営農支援の研究
 - ・ 山菜等新規作物の導入実証 (上越市中山間地域農業生産振興事業)
 - ・ 持続的な地域農業システムの確立を目指す「清里一農場化計画」の研究
- 3 集落機能維持・強化対策の実施
 - ア◎ 楠池地区将来ビジョン (農村集落活性化支援事業で作成)の点検と見直し
 - イ 地域を守るための話し合いや研修を行うために各種事業を活用
 - ◎ 地域営農体制緊急支援試行加算 (集落機能強化型)
 - ◎ 新潟県地域の話し合い促進事業
 - ◎ 上越市集落づくりアドバイザー事業
 - ウ 来年度、地域おこし協力隊を導入するための態勢を整備
 - エ◎ 梨平町内会と上越教育大学が行う「学域連携」地域づくり活動へ参加
 - オ◎ 若手、女性との話し合いの場作りとグループ化
 - カ 楠池地域協力隊 (仮称) の体制確立
 - ・ 重機による農業施設修繕と雪処理に加え、雪下ろし組織が活動を開始
 - キ 上越市中山間地域支え隊の活用 (清里そばまつり)
- 4 農業農村整備事業の推進
 - ・ ほ場整備事業の推進：北野地区と新規希望地区の取組支援
 - ・ 関川地区関連事業モデル構想策定 (その2) 業務への協力 (北陸農政局関川用水農業水利事業所が主催)
- 5 多様な担い手の支援
 - ・ 清里スパート農業研究会の活動を支援
 - ・ 産地パワーアップ事業等に取り組む担い手を支援
- 6 清里農業農村活性化連絡会議への参加 (連絡会議と幹事会を本年設立予定)
 - ・ 行政機関と農業団体で構成し事務局は (公財) 清里農業公社
- 7 地域運営組織としての法人運営の適正化
 - ・ 安定した法人運営を継続させるために事業と運営のあり方について検討

※ ◎は話し合い事業